

**「定住者」（「永住者」、「定住者」又は「特別永住者」の方の扶養を受ける、
6才未満の養子）に係る提出書類一覧
（在留資格取得許可申請用）**

No.	提出書類	チェック ボックス
1	在留資格取得許可申請書	☐
2	写真 （縦4 cm×横3 cm）	☐
3	以下の区分により、それぞれ定める書類 （1）日本の国籍を離脱した者である場合 国籍を証する書類 （2）出生した者である場合 出生したことを証する書類 （3）1及び2以外の者である場合 在留資格の取得を必要とする事由を証する書類	☐
4	職業・収入を証明するもの （1）扶養者が会社に勤務している場合 扶養者の在職証明書 （2）扶養者が自営業等の場合 a 扶養者の確定申告書の控えの写し b 扶養者の営業許可書の写し（ある場合） （3）扶養者が無職である場合 預貯金通帳の写し ※ Web通帳の画面の写し等（取引履歴が分かるもの）であっても差し支えありません。	☐
5	身元保証書 ※ 身元保証人には、通常、申請人の扶養者の方になっていただきます。	☐
6	理由書（扶養を受けなければならないことを説明したもの、適宜の様式）	☐
7	養子縁組に係る家庭裁判所の許可書謄本 ※ 日本において養子縁組を成立させた場合のみ提出して下さい。	☐
8	申請人と養子縁組が成立していることを証明する本国（外国）の機関から発行された証明書	☐
9	申請人の本国（外国）の機関から発行された出生証明書	☐

※申請時にパスポートの提示が必要となります。